

○横須賀市職員の自己啓発助成金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職務の遂行に有益な資格、知識又は技術を自発的に習得しようとす
る横須賀市の職員に対し、その習得に要する費用の一部について予算の範囲内で助成金を
交付することにより、職員の自己啓発を促進し、職務能力の向上が効果的な行政運営に資
することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者は、職員定数条例（昭和26年横須賀市条例
第68号）第1条に規定する職員（職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11
条により採用される定年前再任用短時間勤務職員、職員定年等条例等の一部を改正する
条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第5項又は第11項の規定により採用される再任
用職員を除く。）とする。

(助成対象講座等)

第3条 助成の対象となる講座等、費用、助成額及び助成条件は、別表第1に掲げるとお
りとする。

2 前項の規定にかかわらず、自動車の免許取得及び更新並びに語学に関する資格取得及
び更新に要した費用は、助成の対象外とする。

3 第1項に掲げる費用については、病気休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例
(平成7年横須賀市条例第9号。以下「条例」という。)第13条に規定する病気休暇をい
う。)、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年横須賀市規則
第7号。以下「規則」という。)第9条第1項（第15号及び第19号を除く。）に定める
ものをいう。)、介護休暇（条例第15条に規定するものをいう。)、介護時間（条例第15条
の2に規定するものをいう。)、組合休暇（条例第15条の2に規定するものをいう。)の取
得時及び休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配
偶者同行休業を除く。)の期間中に支払ったものは、助成の対象外とする。

(服務上の取扱い)

第4条 学習、講座等の受講及び検定試験の受験は、勤務時間外に行うこととし、職務遂
行上支障がないものでなければならない。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、別表第1の助成条件の欄に掲げる助成条件を満たす日の属する年度に、自己啓発助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成を受けようとする講座等の受講又は受験の事実が分かる書類
- (2) 助成を受けようとする助成対象経費の支払を証する書類

(助成の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で助成の可否を決定し、その結果を自己啓発助成可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、自己啓発助成金請求書（第3号様式）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の請求があった場合において、その内容を審査の上、交付することが適當と認めるときは、助成決定者に対し助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(助成決定者の責務)

第9条 助成決定者は、習得した知識、技能等について、積極的に職務に役立てるよう努めなければならない。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市第33号）第13条第1項の規定によるもののほか、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 資格取得ができなかったとき、又は資格取得の前に退職したとき。
- (2) その他市長が、助成金の交付を取り止め、又は既に交付した助成金を返還させる

必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成決定を取り消した場合は、自己啓発助成決定取消通知書（第4号様式）により相手方に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 市長は、前項の規定によりすでに交付した助成金の返還を求める場合は、自己啓発助成金返還請求通知書（第5号様式）により相手方に通知する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本要綱による助成に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項、第5条関係）

区分	対象講座等	対象費用	助成条件	助成額
1	検定試験のない講習・研修	・講座及び研修に係る受講料	当該年度に講習・研修を修了したもの	対象費用の欄に掲げる額の2分の1の額
2	検定試験のある資格・免許	・検定試験の受験料 ・資格取得又は検定を受けるために必ず受講すべきものとして指定された講習会等の受講料 ・検定試験に合格するための知識及び能力を習得することを目的として受講した講習会等の受講料又は書籍購入に係る費用	当該年度に合格し、資格・免許の取得したもの	対象費用の欄に掲げる額の2分の1の額。ただし、不合格の検定試験の受験料は対象外とする
3	取得している資格・免許の更新	・取得した資格・免許の更新に伴う手数料又は受講すべきものとして指定された講習会等の受講料	当該年度に更新完了したもの	対象費用の欄に掲げる額の2分の1の額
備考				
① 区分1, 2, 3は知識又は能力の習得が現所属の業務遂行に効果があると所属長が認めたものに限る。（ただし、別表第2に掲げるものに限っては、所属長承認は不要） ② 資格若しくは免許を取得し、又は講座若しくは研修を修了した年度に申請を行ったものに限る。 ③ 複数の申請をすることはできるが、助成額は年間20,000円を上限とする。 ④ 申請日の属する年度から6年度以前の費用及び職員の身分になる前の費用は、対象外とする。				

別表第2

資格名称
IT パスポート
情報セキュリティマネジメント
基本情報技術者
応用情報技術者
IT ストラテジスト
システムアーキテクト
プロジェクトマネージャ
ネットワークスペシャリスト
データベーススペシャリスト
エンベデッドシステムスペシャリスト
IT サービスマネージャ
システム監査技術者
情報処理安全確保支援士
PMP
CAPM
IT コーディネーター
DX検定
ウェブ解析士

第1号様式(第5条関係)

自己啓発助成申請書

年　月　日	
横須賀市長　　様	
所属名	
申請者	職員番号
氏名	
資格・講座等名称	
資格取得・修了日（見込み）	
助成対象費用（見込み）	
助成金申請額（見込み）	
添付書類	
備考 ※必要書類が添付できない場合は、いつ提出できるのか記載してください	

所属長記入欄	
現所属の業務遂行に効果があると判断する理由	
所属長名	

第2号様式(第6条関係)

自己啓発助成可否 決定通知書

年　月　日	
様	横須賀市長　印
年　月　日　付で申請された自己啓発助成申請書について、横須賀市職員の 自己啓発助成金に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、以下のとおり助成の可否を決定いたしましたので通知します。	
審査結果	助成　・　非助成
助成金交付額	円
条件	<ol style="list-style-type: none">要綱別表第1の助成条件を満たしていること。指定する期日までに、自己啓発助成金請求書（第3号様式）により、助成金の交付を請求すること。自己啓発助成申請書（第1号様式）提出時、必要書類が未添付の場合は、自己啓発助成金請求書（第3号様式）提出時に添付すること。
備考	

第3号様式(第7条関係)

自己啓発助成金請求書

年　月　日	
横須賀市長　　様	
所属名	
職員番号	
氏名	
年　月　日付けで交付決定のあった助成金について、横須賀市職員の自己啓発 助成金に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します	
1 助成決定額	円
2 今回請求額	円
3 振込先金融機関口座	金融機関名
	金融機関コード
	支店名
	支店コード
	預金種類 (普通、当座、その他)
	口座番号
	口座名義 (漢字)
	口座名義 (カナ)

第4号様式(第10条第2項関係)

自己啓発助成決定取消通知書

年　月　日	
様	
横須賀市長 <input type="checkbox"/> 印	
<p>年　月　日付けで交付決定した、自己啓発助成可否 決定通知書について、横須賀市職員の自己 啓発助成金に関する要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定の取消しを通知します。</p>	
1 取消し理由	
2 交付日	
3 交付決定通知額	円

第5号様式(第10条第4項関係)

自己啓発助成金返還請求通知書

年　月　日	
様	
横須賀市長　印	
<p>年　月　日付けで通知した、自己啓発助成決定取消通知書について、横須賀市職員の自己啓発助成金に関する要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり助成金の返還請求を通知します。</p>	
1 助成金の交付済額	円
2 返還すべき金額	円
3 返還期限	
4 返還方法	